

狩猟者のみなさまへ

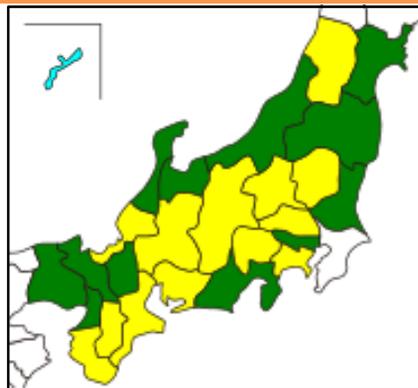
豚熱対策へのご協力をお願いします



豚熱について

我が国では、平成30年9月に26年ぶりに養豚場での豚熱の発生が確認され、畜産業に大きな被害をもたらしています。

その後、野生イノシシでも感染が確認され、現在も感染拡大が継続しており、野生イノシシから飼養豚等への感染が懸念されています。



【凡例】
養豚場・野生イノシシ両方で感染が確認された県
野生イノシシのみで感染が確認された都府県
養豚場のみで感染が確認された県

狩猟者のみなさまへのお願い

①イノシシの捕獲強化への協力

- 豚熱の感染拡大を防ぐためには、イノシシの生息密度を低下させることが重要です。各自治体等のイノシシの捕獲強化へのご協力をお願いします。

②死亡イノシシの情報提供

- 死亡イノシシを見つけた際は、接触を避け、発見場所の自治体で検査等を行う可能性があることから、**各自治体へ連絡してください。**

③捕獲の際の消毒等の徹底

- 捕獲したイノシシの死体は、都道府県の指導に従い適切な処理・消毒等を徹底してください。
- 衣類や靴、自動車のタイヤまわりなど、イノシシの血液や唾液、糞尿等が付いている可能性がある場所はすべて消毒するようにしてください。

※詳しくは「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」をご覧ください。
(環境省HP：https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection_swine.html)

④食用への利用について

- 豚熱は人には感染しませんが、イノシシや飼養豚等への感染防止のため、豚熱感染確認区域で捕獲したイノシシの他者へ譲渡や他の地域への持ち出しはしないでください。
- これらの地域で捕獲したイノシシは、感染拡大防止のための措置が適切に講じられている場合のみ食用として販売等が可能です。事前に捕獲を行う各自治体にご確認ください。
※詳しくは「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」をご覧ください。
(農水省HP：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/attach/pdf/tonko-27.pdf>)
- 残渣等についても、ウイルスが付着している可能性があることから、加熱を行うなど、適切に廃棄してください。野外へ放置したり、ペットの等の餌にしたりしないでください。調理に使用した容器等を廃棄する際も、洗浄・消毒して廃棄してください。
- 屋外のゴミ箱等に捨てる場合もイノシシ等の野生動物が食べないよう管理を徹底してください。

● 豚熱 (CSF) に関する最新情報 (農林水産省HP)



● 「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」 (環境省HP)

